

右取願候也

昭和五年九月十八日

右後業員代表

川奥谷 田貝義
崎谷 柴
次郎

島田製作所主 殿

取願書

1. 現在ノ歩引三割ニ割ニ引下セラルコト
 2. 今後絶対取價ヲ値下セサルコト
 3. 工場主ノ都合ニヨリ今工場ノ臨時休業ノ場合ハ公工場職工ニ全部ノ日給ヲ入
柳フコト
 4. 毎月十四日三十日ニ過滞ナシ工賃ヲ現金ニシテ又柳フコト
 5. 機械及家屋ノ修後費ハ工場主ニ於テ負担スルコト
 6. 理由ノ如何ヲ向ハス工場使用賃借契約ニ附於テセサルコト
- 昭和五年九月十九日 島田製作所分工場 後業員 大倉

島田製作所主 殿

要求書

1. 解雇絶対反対
2. 日給一月五十本迄五割二円迄二割二円以上二割ヲ値上スルコト
3. 最低賃金一月五十本トスルコト
4. 臨時休業ノ場合ハ日給金額又給スルコト
5. 一年二回一割突発給スルコト
6. 残業ノ場合ハ一時同ニ付 其分ノ歩合ヲ附スルコト
又勤続手当一年ニ付一ヶ月又給スルコト
但シ一年未満ハ三日分又給スルコト
7. 最近値下サレタル職工ニ対シテ後方通り賃金ヲ支給スルコト
8. 職工東ノ職工ノ運送トスルコト
10. 工場地印時賃行スルコト